平成２４年（フ）第２４号
静岡市駿河区中田４丁目９番30号　サンセールパイン203号、前住所静岡市駿河区大坪町６番19号
債務者　長田　　進
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７号
秋田県湯沢市愛宕町１丁目８番３号、住民票上の住所秋田県湯沢市大町１丁目１番13号
債務者　大友　チカ
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３６号
大分市錦町１丁目15番13号
債務者　米倉　孝義
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２８７号
北海道石狩市花川南６条２丁目215番地　サンフラワーハイツ202号
債務者　木村　文夫
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５０号
名古屋市南区弥生町211番地の１　富士見マンション201号
債務者　芳永　朋広
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　康昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７９３号
堺市南区新檜尾台２丁２番５―611号
債務者　雑賀　久彰
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　志郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９４号
堺市南区新檜尾台２丁２番５―611号
債務者　雑賀　和美
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙島　志郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
名古屋市東区徳川２丁目６番２号　ファースト徳川602号
債務者　松本　善隆
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
北海道十勝郡浦幌町字合流134番地１
債務者　小島　哲子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木野村英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
埼玉県上尾市大字原市692番地９　603号
債務者　青山　英明
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５００号
大阪府大阪市平野区喜連６丁目７番18号
債務者　山本　　弘
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５号
大阪府八尾市桂町３丁目８番地　市営住宅10―305号
債務者　植田　大作
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８号
大阪市北区天神橋４丁目７番９号東扇町ビル411号室
債務者　大塚　昭雄
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６１号
大阪府大阪市北区豊崎４丁目６―20―505、住民票上の住所大阪府大阪市北区堂山町15番12号
債務者　沖野　登茂
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６９号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番22―301号
債務者　溝口　秋香（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５号
大阪府門真市石原町24番31号　ハイツ高橋203号、前住所大阪府門真市大倉町31番17号
債務者　岡本　美紀
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ１―403号
債務者　中島　昭範
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部